

令和3年 第6回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第6回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年6月22日(月)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年6月22日 午前9時30分				
	閉会	令和3年6月22日 午前11時05分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番6番	立山 富士雄	席番7番	柳井 義郎		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	中水		
	主幹兼農地係長	佐々木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	○	10	立根 重信	○
3	今市 光則	○	11	道山 幸治	○
4	熊野 廉太郎	○	12	脇田 祐二	○
5	原田 純一	○	13	春田 豊美	○
6	田尾 昭三	○	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	○	15	工藤 雅彦	○
8	池袋 良子	○	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  議案第 49 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について  議案第 50 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について  議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 53 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について  議案第 54 号 農用地利用集積計画決定について  議案第 55 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について  議案第 56 号 農地法第 25 条による和解の仲介の取り扱いについて</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和3年第6回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。中之内委員より、欠席の届出がありましたので、報告いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番6番、立山委員と、席番7番、柳井委員を指名いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、上野委員の報告をお願いします。</p>
委員	上野	<p>あっせんが成立しましたので報告させていただきます。〇〇さん分です。総会資料4ページ になります。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇さんです。あっせん委員は田尾委員と私上野でした。あっせん成立は令和3年5月17日で価格は、反当35万円です。 以上でございます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、脇田 廣昭委員の報告をお願いします。
委員	脇田廣昭	<p>〇〇さんの分を報告させていただきます。4月の臨時総会で依頼のありました分ですが、今まであっせん活動をさせていただきましたが、今回であっせんを打ち切らせていただきたいと思います。理由は、畑面積が936㎡で営農するには面積が狭いとの話が多くありまして、打ち切りとなりました。以上で報告をおわります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。ただ今、脇田委員から、〇〇さんの土地について打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	萩迫	異議なしということですので、打ち切りといたします。次に、福岡 裕幸委員の報告をお願いします。
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました〇〇さんの分ですが、現在あっせん活動を行っておりますが、なかなか見つからず難航しておりますが、〇〇さんの意向により引き続き活動を行っていきたいと思います。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、井久保委員の報告をお願いします。
委員	井久保	あっせん活動の報告を行います。令和3年4月の定例総会で受けました農地のあっせんです。令和3年6月12日に交渉が成立しまして文書書類作成の段階です。来月の定例総会時にあっせん成立の報告を行いたいと思います。あっせん委員は、谷宮委員と井久保です。以上報告終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、山迫委員の報告をお願いします。
委員	山迫	〇〇さんの分ですが、なんとかまとまりそうなので、来月の総会の時には報告出来ると思います。
議長	萩迫	次に、私の関係分について、報告します。 6月7日、鹿児島県農業会議第100回通常総会が鹿児島市ウェルビューかごしまで開催され、令和2年度事業報告及び決算が承認されました。 次に、日程第4、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、9件の申請でございます。 まずは、6ページ、番号62番を審議いたします。番号62番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇の〇〇様の出席を要請してございます。〇〇さんの、入室を許可いたします。
会場		(〇〇氏 入室)
議長	萩迫	それでは、脇田 廣昭委員説明をお願いします。
委員	脇田廣昭	会長より依頼のありました番号62番について報告させていただきます。 番号62番の申請は、昨年、営農型太陽光発電に係る3条・区分地上権設定の許可を受けた事業者が銀行から融資を受けるため、許可を受けた区分地上権に銀行が譲渡担保権を設定するもので、区分地上権を移転する申請です。 営農型発電施設の下部の農地に係る区分地上権の農地法第3条許可の判断については、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はありませんが、権利が設定される農地及び、周辺の農地の営農に影響がないか、権利者の同意を得ているか、を確認することとなっております。よって、次のとおり報告させていただきます。 権利の移転をするものは、東京都港区西新橋にあります、〇〇会社です。移転を受けるものは、鹿児島市〇〇町に本店があります、株式会社〇〇です。 今回の申請は、昨年許可を受けた農地法第3条の区分地上権を、〇〇会社が融資を受けるために〇〇へ移転するもので、後ほど5条事業計画変更と5条一時転用にて審議されます賃借権の移転と同時申請されております。

申請地は、議案書に記載のとおりですが、申請地の場所は、道の駅松山から県道 109 号飯野松山都城線を都城方向へ約 2.2 km進むと、豊留集落に入る三差路があります。そこを左折し、市道 52 号豊留・宮田上線へ入り、約 400 m進んだところを左折し、市道 183 号上豊・榎俣線を約 300m進んだ、左手に字大原の 4 筆があり、さらにそこから、約 300m進んだ、右手に字梨木の 2 筆が、左手に字牧ノ原の 8 筆があります。6 月 8 日の 5 条申請分の現地調査に同行いたしまして、現地を確認しましたが、営農型太陽光パネルの設置は完了しており、パネル下の農地は耕運された状態でした。権利者の同意についてですが、申請地の所有者である〇〇さんと〇〇さん、また、パネル下の農地を耕作される株式会社〇〇の同意は得ております。また、申請地の周辺は、甘藷・シキミ・茶などが作付けされておりますが、申請地の太陽光パネルは隣接農地との境界からは十分距離をもって設置されており、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと思われまます。以上のことにより、区分地上権の移転を許可しても問題ないと思われまます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 萩迫  
主任主査 桑水

はい、ご苦労さまでした。続きまして、事務局より説明をお願いします。  
議案第 48 号番号 62 番の区分地上権の移転申請につきまして、事務局より補足説明をさせていただきます。本案件は、令和 2 年 11 月 25 日付で営農型太陽光発電設備のための農地法第 3 条・区分地上権設定の許可が出ている農地について、銀行が譲渡担保権を設定するため、区分地上権の移転を行う申請であります。譲渡担保とは、債権者が債権担保の目的で所有権をはじめとする財産権を債務者から法律形式上譲り受け、被担保債権の弁済をもってその権利を返還するという形式をとる担保方法です。後程ご審議いただく予定でございます、議案第 51 号・番号 2 番 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請と、議案第 52 号・番号 39 番 農地法第 5 条の規定による許可申請と同時申請となり、関連がございますので、併せてご説明申し上げます。営農型太陽光発電とは、太陽光パネルの下の農地で営農をしながら発電をするシステムで、パネルの支柱の基礎部分等は一時転用許可が必要です。また、営農型発電設備の設置者とパネル下の農地の耕作者が異なる場合は、一時転用申請と同時に区分地上権等を設定するための農地法第 3 条の申請が必要になります。

今回の申請地については、今年の 8 月末に発電事業者による 3 条・区分地

	<p>上権と5条・一時転用の申請があり、9月総会と10月総会にて十分審議がなされ、いずれも令和2年11月25日付でそれぞれ許可があったところです。</p> <p>なお、営農型発電設備の設置に伴う区分地上権の許可は、5条一時転用の県知事許可と同日付で行うこととなっています。また、太陽光パネルの下の農地は、認定農業者であり農地所有適格法人である株式会社〇〇が牧草を作付けする計画で、同じく昨年9月・10月総会で十分審議がなされ、農地法第3条賃借権の許可が同時に出ています。今回の申請は、昨年11月に許可を受けた〇〇会社が、〇〇から融資を受けるため、許可済みの3条区分地上権と5条賃借権の一時転用に銀行が譲渡担保権を設定するもので、権利を移転する申請となります。</p> <p>本日は、権利の移転を受ける〇〇の担当者の方に出席いただいておりますので、質問等ありましたら直接お尋ねください。なお、営農型太陽光発電事業、パネル下での耕作については、先ほどもお伝えしたとおり、十分審議がなされ、許可が出ているものですので、今回の審議は、譲渡担保権設定に伴う権利の移転についてのみお願いいたします。</p>
議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員 山下	今回の申請の取り扱いで、一般的の借り入れの場合は、3条の申請は無いと思うが違いは何ですか。
主任主査 桑水	申請に当たっては、抵当権設定と区分地上権設定のが考えられるところです。抵当権設定は農地法の許可が要らないところです。区分地上権は、農地法の第3条の所有権移転又は地上権・永小作権・小作権に該当することにより、許可が必要と定められているため、今回審議となるところです。
委員 山下	地上権だから許可が必要ということでしょうか。
主任主査 桑水	その通りです。
議長 萩迫	他にありませんか。
委員 井久保	前回審議した案件であります。議案書を見る限りでは、事業自体がすべて南日本銀行に移るように思われますが、売電収入はどちらになるのですか。
要請者	売電収入でございますが、発電事業者であります〇〇会社になるところです。
委員 井久保	〇〇会社さんが売電収入を得るのであれば、主体となる志布志営農型太陽

	光発電事業が融資を受けるため地上権を担保にして融資をすればいいのではないですか。
要請者	そのとおりです。区分地上権に担保することになります。
委員 井久保	何度も言いますが、〇〇さんに移さなくても、〇〇会社と抵当権設定をすればいいのではないかと思いますかどうですか。
要請者	通常の債権保全から申しますと、抵当権設定も考えられるますし、譲渡担保の方向も考えられるところです。今回は、事業者の方から、登録免許税等の関係から譲渡担保を選択されたところです。銀行といたしましても、いずれにしても担保が確保されることでそのようになりました。
委員 井久保	譲渡担保がよくわからないのですが、名義のところが共同になるのではないかと思います。そうすることで〇〇会社が残りますし分かりやすいと考えます。
主任主査 桑水	発電事業者を確認をしたのですが、発電事業は引き続き合同会社が行うと聞いております。区分地上権の許可後について、農業委員会としては使用収益権の設定をお願いすることとなるところです。
委員 井久保	この後に使用権設定をするということによろしいか。
主任主査 桑水	その通りです。
委員 坂中	今回でなく当初で区分地上権の設定はされなかったのはなぜですか。
要請者	融資は当社から決まっておりましたので、担保設置の手法がこのようになったものです。
委員 坂中	たとえば、融資するうえで、太陽光パネルなどの価値として、評価されるものなのか。
要請者	これにつきましては、太陽光パネルの評価は各々行っておりません。事業主体としての売電収入が返済原資となりますので、その中で返済が滞った場合には、その売電収入も債権として取りますし、また太陽光パネルも債権者ですので債権として押されることとなります。この先どのようになるかわかりませんが、保全策といたしましても太陽光パネルを担保として抑えることとなります。
委員 坂中	返済金が完済されると名義は合同会社に返すということでもいいですね。
要請者	完済となれば、解除となります。
委員 井久保	FIT が 20 年間 36 円でしたか、それを過ぎると取れなくなるのですよね。
要請者	20 年を待たずに完済することになると思います。

委員	井久保	売電収入は、〇〇さんにいくのではないですか。
局長	小野	売電収入は、合同会社に入りその後返済金として〇〇さんに支払われることとなります。
委員	井久保	管理については、〇〇株式会社さんでよろしいでしょうか。
要請者		はい。
委員	井久保	農産物については、〇〇さんと〇〇さんと契約ということによろしいでしょうか。
要請者		はい。
議長	萩迫	他に、ございませんか。
会場		(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇の〇〇様には、退席をお願いいたします。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(要請者 退席)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7 ページ番号 63 番を審議いたします。番号 63 番は、〇〇委員より譲受人が本市不在のため調査が出来なかったとの事前報告を受けましたので、継続審議としたいと思いますがよろしいでしょうか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認め継続審議といたします。次に、番号 64 番を審議いたします。隈元委員説明をお願いします。
委員	隈元	会長より依頼のありました番号 64 を報告いたします。譲渡人は、宮崎市西池町〇〇番〇号 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、県道塗木・大隅線を田之浦方面へ進み、田之浦郵便局から東へ 250m北四浦方面へ 800m進んだ川向かえの田です。譲受人宅からは 3 kmのところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり県農業者指導員でもあります。夫婦で生産牛 13 頭・水稻 140 アール飼料 230 アールを栽培されており、申請地には、飼料を作付けする予定とのことです。ここは、令和 4 年度圃場整備事業の予定です。また、トラクター 3 台・

		<p>田植え機1台・コンバイン1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8ページ、番号65番を審議いたします。立迫委員説明をお願ひします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました議案48号番号65を報告いたします。譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さん67歳です。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇の有限会社〇〇代表取締役 〇〇さん41歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。相手方の要望規模拡大です。申請地の場所は、曾於街道にあります伊崎田鍋の点滅信号機を宇尾方面に200m進んだ左側に有限会社〇〇があります。そこから西へ直線で500m行ったところにありました。ピーマンハウスの近くでもありました。法人事務所からは車で5分のところにあります。有限会社〇〇は農地所有適格法人で代表者と弟さん・両親・従業員30名でお茶35ヘクタール大麦若葉25ヘクタール・ハウスピーマン20アールを栽培されておられ、申請地には、有機栽培のピーマンを作付けする予定とのことでした。また、トラクター3台・耕運機3台・摘採機5台他茶の機械一式・2トン車3トン車・軽トラ数台を保有されておりました。有機栽培のピーマンハウスは、冬場の従業員の作業場として70アールまで増やしたいとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 66 番を審議いたします。坂中委員説明をお願いします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号 66 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんは、申請地周辺の山林化した農地を伐採し整地を進めています。今回整地で出た余分な土を別に隣接する譲渡人の田に客土として提供をし整地したことに対して申請地の無償贈与受贈するものです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、鹿児島銀行有明代理店から有明中学校方面へ 200m 進んだところを右折し、下野井倉集落方面へ 1 km 進んだ右側にあります。譲受人宅からは 250 m のところにあります。〇〇さんは、イチゴ 24 アール・水稻 80 アール・蕎麦 41 アール・ゴボウ 1.5 町歩を主に栽培されており、申請地には、蕎麦を作付けする予定とのことです。また、トラクター 2 台・コンバイン 1 台・田植え機 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 67 番を審議いたします。番号 67 番は、上野委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、ここで上野委員には、退席をお願いいたします。
会場		(上野委員 退席)
議長	萩迫	それでは、坂中委員説明をお願いします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号 67 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんと〇〇さんは従兄弟の関係で、譲受人が B 判定農地に山林化した農地を伐採整地することから無償贈与受贈</p>

		<p>するものです。申請地は、議案書に記載されている通りでございます。申請地の場所は、鹿児島銀行有明代理店から有明中学校方面へ200m進んだところを右折し、下野井倉集落方面へ1km進んだ右側にあります。譲受人宅からは300mのところにあります。〇〇さんは、イチゴ24アール・水稻80アール・蕎麦41アール・ゴボウ1.5町歩を主に栽培されており、申請地は、現在山林化しており伐採整地しゴボウを作付けする予定とのことです。また、トラクター2台・コンバイン1台・田植え機1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで上野委員の入室を許可します。
会場		(上野委員 入室)
議長	萩迫	次に、9ページ、番号68番を審議いたします。上野委員説明をお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号68を報告いたします。譲渡人は、熊本県合志市須屋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん68歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん同じく68歳です。〇〇さんと〇〇さんは従兄弟関係であります。申請地は、議案書に記載されている通りであります。これは従兄弟の贈与受贈となります。申請地の場所は、有明中学校の前の道路を、通山方面へ約2km行きますと二手の分かれ道があります。そこを左側の道路を60m行ったところの左手に位置します。譲受人宅からは車で3分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり夫婦で主に水稻・イチゴを栽培されており、申請地には、現在牧草を作付けされているところではす。また、トラクター1台・軽トラ1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適</p>

		格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 69 番を審議いたします。山下昭一委員説明をお願いします。
委員	山下昭一	<p>会長より依頼のありました番号 69 を報告いたします。譲渡人は、曾於市大隅町月野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道柿ノ木・志布志線の尾野見郵便局より志布志方面へ 150m 行き右方向の県道尾野見・伊崎田線を約 2 km 行ったところに桃木集落公民館がありますが、公民館より南へ 200m さらに東へ 100m さらに右方向へ 30m 行った右側にあります。〇〇さん宅からは 300m のところにあります。〇〇さんは、妻と二人でイチゴ・甘藷を栽培されており、申請地にも、イチゴ・甘藷を作付けする予定とのこと。また、トラクター・軽トラ 2 台を保有されております。申請地は、約 30 年前より耕作をしており今回相手側の要望により所有権を移転するものです。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 70 番を審議いたします。同じく、山下昭一委員説明をお願いします。
委員	山下昭一	会長より依頼のありました番号 70 を報告いたします。譲渡人は、愛知県豊川市中部町〇丁目〇〇番地 〇〇号室にお住まいの〇〇さんです。譲受人

		<p>は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、先程の 69 番で報告しました桃木集落公民館より南へ 30m 西へ 300m 行った右側にあります。隣には〇〇さん所有の水田があります。〇〇さん宅からは 330m のところにあります。〇〇さんは、夫婦二人で甘藷・メロン・水稻を栽培されており、申請地には、水稻が作付けされておりました。</p> <p>また、トラクター 3 台・甘藷ハーベスター等を保有されております。申請地は 10 年間利用権を結んでおりましたが、今回譲渡人より無償譲渡の申し出があったところです。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。よって日程第 4、議案第 48 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に日程第 5、議案第 49 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。11 ページ、番号 17 番を 審議いたします。
		現地を調査された、春田委員の 報告をお願いいたします。
委員	春田	<p>会長より依頼のありました議案 49 号番号 17 について報告します。調査日は 6 月 8 日、調査員は、宮脇 勇委員と宮脇 茂樹委員と私です。総会資料は 4 ページから 6 ページをご覧ください。申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会いは、〇〇さんでした。申請地の所在・地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、県道志布志・福山線沿いにあるローソン伊崎田有明店から市道飯野・松山線を松山方面へおよそ 1.5 km 進み、市道茗ヶ谷線の交差点を左折し 160m 進み左手の作業道路に入り 50m 進んだ左手にあります。除外の目的は、杉を植林をするものです。周囲の状況は、北側は山林・東側は山林・南側は用悪水路・西側は山林です。</p>

		<p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地区域からの除外をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号18番を審議いたします。現地を調査された、宮脇 勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇 勇	<p>それでは議案49号番号18番について報告いたします。調査日は6月8日、調査員は、宮脇 茂樹委員と春田委員と私です。事務局2名です。総会資料は7ページから9ページをご覧ください。譲渡人は、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇です。立会いは、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、原田小学校から宇都中学校の方へ1km進み左折し市道前村・東下線へ入りおそ280m進んだ左手にあります。転用目的は、農家住宅です。周囲の状況は、北側は畑・東側は公衆道路・南側は公衆道路・西側は住宅です。排水は、合併浄化槽で南側の側溝に流すとのことでした。その他住宅の周辺にブロックを積み土砂の流出を防ぐとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地区域からの除外をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
委員	井久保	周囲の状況で西側は住宅畑と言われましたが、資料では公衆道路となつて

		おりますが、どちらが正しいですか。
委員	宮脇 勇	資料の9ページをご覧ください。西側に住宅がありその間に公衆道路がありますので、公衆道路の訂正をお願いします。
議長	萩迫	他にご意見はありませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第49号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。
		次に、日程第6、議案第50号、農地法第4条の規定による 許可申請についてを 議題といたします。13ページ、番号4番を 審議いたします。番号4番は、先程の議案第49号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号17番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	よって、日程第6、議案第50号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに 決定をいたしました。
		次に、日程第7、議案第51号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画申請についてを議題とします。最初に、15ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いします。
委員	今市	それでは、議案第51号番号1番について報告いたします。調査日は6月8日、調査員は、吉野委員・福岡委員と私今市と事務局より1名の同行がありました。総会資料は10ページから12ページをご確認ください。申請人は、愛知県名古屋市中区富士見町〇番〇号にあります〇〇株式会社代表取締役

		<p>〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、市道町原・弓場ヶ尾線にあるファミリーマート志布志見帰店から港方向へ約350m進んだ右側に位置します。今回の事業計画変更は、令和2年12月定例総会で審議され転用が認められています。その時の転用目的は、事務所・他駐車場でしたが、計画変更で倉庫まで作れば手詰であるため、社宅に変更するものでございます。なお、この会社は名古屋にあり役員・技術者が頻繁に志布志を訪れるたびにホテルを準備しているそうです。経費もかさむため取得した土地に社宅を作るとのことです。周辺の状況は、北側は畑・東側は公衆道路・南側は宅地・西側は公衆道路です。排水は道路の側溝に流すとのことです。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。第2種農地は代替え地がない時に限り許可出来るとなっております。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、16 ページ、番号2番を審議いたします。番号2番は、先程の議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請に係る番号62番で審議されましたところに関する案件です。現地を調査された福岡 裕幸委員の報告をお願いします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました議案第51号番号2について報告いたします。調査日は6月8日、調査員は、吉野委員・今市委員と私福岡です。事務局より2名の同行がありました。総会資料は13ページから16ページに記載されております。貸人は、東京都港区西新橋〇丁目〇番〇号 〇〇税理士法人内の〇〇会社代表社員一般社団法人〇〇職務執行者〇〇さんです。借人は、鹿児島市山下町〇番〇号に本店があります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんより融資部の〇〇さん他3名でした。申請地の所

		<p>在・地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、議案第48号番号62と同じです。現地はすでに太陽光パネルの設置は完了しておりパネル下の農地は耕運されておりました。今回の事業計画変更は、当初〇〇による融資にて事業資金を賄う予定でございましたが、経営安定のため〇〇の融資が可能となり融資条件として譲渡担保権設定のため、昨年総会において承認された支柱等の設置の賃借権を〇〇に設定することに伴う事業計画変更申請です。申請地の農地区分は、農用区域内農地であり仮設工作物の設置・その他の一時的な利用に供するため行うものであり転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお祈いします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつまましてなにかご意見ございませんか。
委員	井久保	議案書では、〇〇が引き受けると見受けられるのですが、表記についてはいいのですか。
農地係長	圖師	転用目的を見ていただきたいのですが、貸営農型太陽光発電施設となっております。〇〇の方が賃借権の一時転用を事業承継を受けてる形になるんですけども、基本的にはそれをまた〇〇会社に貸すというような事業の流れになっておりますので、このような表記とさせていただきます。よろしくお祈いします。
委員	井久保	じゃあこの後があるということで理解しておきたいと思ひます。
議長	萩迫	他にご意見ございませんか。
委員	原田	営農型太陽光発電は年1回報告義務があるのですが、報告書の提出場所はどこになるのですか。農作物のチェックはどこがするのですか。撤去の指令などはどこがだすのですか。
農地係長	圖師	まずは、報告書については、年に1回農業委員会へ提出して頂きそれを県に進達いたします。農作物のチェックは、報告が農業委員会を通りますので農業委員会で行いますが県でも行ひます。撤去の命令は、許可権者が県になっておりますので県の方から出るものと考えてお祈いします。
議長	萩迫	他にご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでご祈いしますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第51号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、18ページ、番号39番を審議いたします。
		番号39番は、先程の議案第51号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に係る番号2番で審議されましたところに関係する案件です。現地を調査された福岡 裕幸委員の報告をお願いします。
委員	福岡裕幸	それでは、議案第52号番号39について報告いたします。調査日は、6月8日、調査員は、吉野委員・今市委員と私福岡です。事務局より2名の同行がありました。貸人は、東京都港区西新橋〇丁目〇番〇号〇〇税理士法人内の〇〇会社です。借人は、鹿児島市山下町〇〇番〇号にあります株式会社〇〇です。立会人は、〇〇より融資部の〇〇さん他3名でした。申請地の所在・地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、議案第48号番号62と同じです。転用目的は当初〇〇による融資にて事業資金を賄う予定でございましたが、経営安定のため〇〇の融資が可能となり融資条件として譲渡担保権設定のため、昨年総会において承認された支柱等の設置の譲渡担保権を〇〇に設定することに伴う一時転用申請です。
		申請地の農地区分は、農用区域内農地であり仮設工作物の設置・その他の一時的な利用に供するため行うものであり転用の許可も可能です。
		以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、19ページ、番号40番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いします。
委員	今市	それでは、議案第52号番号40について報告いたします。調査日は、6

		<p>月 8 日、調査員は、吉野委員・福岡裕幸委員と私今市と事務局より 1 名の同行がありました。総会資料は 17 ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、先程の議案 51 号番号 1 番で説明しました愛知県名古屋市中区富士見町〇〇番〇号の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、志布志市役所本庁から北北西に位置し、志布志消防署方向へ進みローソン並びにファミリーマート志布志見帰店前の県道交差点を右折市道に入り 150m 進んだ左側に位置します。転用目的は、事務所・倉庫です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は公衆道路・南側は宅地・西側は雑種地です。排水は北側に側溝を敷設し柵を設け道路側溝へ流すとともにアスファルト舗装をしますので側溝の方へ勾配を付けるということです。</p> <p>申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第 2 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、20 ページ、番号 41 番を審議いたします。番号 41 番は、令和 3 年 3 月総会の議案第 17 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 7 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 42 番を審議いたします。現地を調査された宮脇 茂樹委員の報告をお願いします。
委員	宮脇茂樹	議案第 52 号番号 42 について報告いたします。資料は 20 ページから 23

		<p>ページになります。調査日は6月8日、宮脇 勇委員・春田委員と私宮脇と事務局より2名の同行がありました。譲渡人は、愛知県名古屋瑞穂区苗代町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地番・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りです。場所は、伊崎田郵便局から県道志布志・福山線を松山方面へ300mほど進み右折して90m進んだ右手になります。転用目的は、〇〇さんは建設業をしており申請地を取得し隣接する宅地や山林を一体的に資材置場として転用し経営する建設会社に貸すとのことです。総会資料の23ページの始末書に経緯が詳しく記載されておりますのでご覧ください。周辺の状況は、北側は宅地・東側は原野・南側は原野・西側は宅地です。指導内容といたしまして始末書にありますように9096番5と6の農地をもとに戻しておりますが、雨水等の排水が無かったので資材置場を利用して溜枿を付けて道路側溝に流すように指導しました。宅地の盛土が低かったなのでそこは上げるように合わせて指導しました。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	井久保	周辺の状況をもう一度教えてください。
委員	宮脇茂樹	周辺の状況は、北側は宅地・東側は原野・南側は原野・西側は宅地です。
議長	萩迫	他に意見はございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号43番を審議いたします。番号43番は、令和3年3月総会の議案第17号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号9番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認める

<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>ことに、ご異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、21 ページ、番号 44 番を審議いたします。番号 44 番は、令和 3 年 3 月総会の議案第 17 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 10 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 なし) ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 9、議案第 53 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>農地係長 佐々木</p>	<p>それでは、議案第 53 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、23 ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。議案書の番号 11 の願出人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地 〇〇さんです。土地は、有明町伊崎田字割子谷 5036 番 3 で、登記地目は田、地積は 65 ㎡でございます。申請地は、志布志市役所所有明支所から北方向に位置し、字尾交差点からそお街道を松山方面へおよそ 1.4 km 進んだ 茗ヶ谷橋の左側に位置する土地でございます。現在、原野化しております。 議案書の番号 12 の願出人は、愛知県名古屋市中区東大曾根町〇〇番〇号 〇〇さんです。土地は、松山町新橋字栗須田 5889 番 4 で、登記地目は畑、地積は 133 ㎡でございます。申請地は、志布志市役所松山支所から東北東方向に位置し、市役所松山支所から、県道塗木・大隅線を松山町泰野方向へおよそ 1.3km 進んだところを左折、市道をおよそ 500m 進んだ右側に位置する土地でございます。現在、宅地化しております。 議案書の番号 13 の願出人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地 〇〇さんです。土地は、松山町尾野見字前畑 3421 番 1 で、登記地目は畑、地積は 1499</p>

		<p>m<sup>2</sup>でございます。申請地は、志布志市役所松山支所から南東方向に位置し、市役所松山支所から、県道塗木・大隅線、県柿之木・志布志線を松山町泰野方向へおよそ6 km進んだところを市道へ右折、有野方面へおよそ2.1 km進んだところに位置する土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>議案書の番号14の願出人は、宮崎県串間市大字一氏〇〇番地〇 〇〇さんです。土地は、松山町尾野見字長迫3495番3で、登記地目は畑、地積は3,095 m<sup>2</sup>でございます。申請地は、先ほど説明しました番号13の位置から北東方向に位置しており、先ほど説明の県道から市道へ右折してから、同じく有野方面へおよそ1.8 km進んだ畑地帯の中に位置する土地でございます。現在、山林化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号11につきまして、神宮司委員、上野委員、垣内委員です。次の番号12から14についてですが、議案書の訂正をお願いします。立迫委員とあるのを、委員から都合が悪いとの連絡がありました。このため、山迫委員への変更をお願いします。改めまして、番号12から番号14までを、山下昭一委員、山迫委員、工藤委員でご提案いたします。以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第9、議案第53号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。
事務局次長	中水	次に、日程第10、議案第54号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
		議案第54号 農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書25ページをお開きください。公告日は、令和3年6月30日で、畑が1,508 m <sup>2</sup> となっております。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、それぞれ1人となっております。売買によるものです。所有権移転の

<p>議長 萩迫</p>	<p>詳細につきましては、議案書 26 ページに掲載してありますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいります。まずは、26 ページ、番号 28 番と、25 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局の説明を求めます。</p>
<p>主任主査 桑水</p>	<p>議案第 54 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、27 ページから 41 ページとなっております。まずは、議案書 27 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 3 年 6 月 30 日で、始期は令和 3 年 7 月 1 日となります。設定期間が、5 年から 15 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 8,762.01 m<sup>2</sup>、畑が 9 万 968 m<sup>2</sup>、樹園地が 1 万 3,357 m<sup>2</sup>で、合計しますと 11 万 3,087.01 m<sup>2</sup>となり、うち更新分は 4 万 382.01 m<sup>2</sup>となっております。利用権の設定をする者の数が 27 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 18 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 9 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、28 ページから 39 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 40 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 3 年 6 月 30 日で、始期が令和 3 年 7 月 1 日であります。設定期間は、5 年から 10 年です。地目別の内訳は、田のみの 4,491 m<sup>2</sup>で合計も 4,491 m<sup>2</sup>となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 2 名であります。詳細につきましては、41 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第 54 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>

議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、28 ページ、番号 1 番を審議いたします。番号 1 番は、福岡 剛委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第 31 条の 規定により、ここで福岡 剛委員には退席を お願いいたします。
会場		(福岡 剛委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで福岡 剛委員の入室を許可します。
会場		(福岡 剛委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、28 ページ、番号 2 番から 39 ページ、番号 32 番までと、27 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。それでは、41 ページ、番号 1 番から番号 2 番までと、40 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 54 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第 11、議案第 55 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	小野	それでは、日程第 11、議案第 55 号、農地等の利用の最適化の推進に関する

		<p>る指針」についてご説明申し上げます。議案書 43 ページをお開きください。</p> <p>この指針につきましては、平成 30 年に 5 年間の指針として策定したところでは、中段あたりに、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うと記載されております。そのようなことで、本年がその改選期の 3 年目となるところです。見直しにつきましては、3 年後の目標から実績が変わったところです。各ページの太文字で示しております。それに伴いまして 2 年後、令和 5 年 3 月の目標等についてですが、3 年間の実績を踏まえ大きく見直しをかけるまではないと判断をしたところですので、令和 5 年後の目標は据え置きとするところです。</p> <p>なお、この指針の改正につきまして、この総会で、承認をいただきますと、市のホームページに改正の旨を掲載いたしまして、周知を図ることになります。以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 55 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、決定しました。</p> <p>次に、日程第 12、議案第 56 号、農地法第 25 条による和解の仲介の取り扱いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	小野	<p>それでは、日程第 12、議案第 56 号、農地法第 25 条による和解の仲介の取り扱いにつきまして、補足して説明申し上げます。総会資料の 74 ページをお開きください。</p> <p>農地の利用関係の紛争を解決する方法として、農業委員会による和解の仲介（農地法）、農事調停（民事調停法）、民事訴訟（民事訴訟法）による方法があります。農業委員会による和解の仲介は、農事調停や民事訴訟以外にも当事者により身近で簡易に解決する方法として設けられているもので、志布志市農業委員会で指名した仲介委員が行うとなっております。選任にあたっては、会長が指名するものであり、農業委員会の会議に付議することは要し</p>

ませんが、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図る上から、仲介委員の指名にあたっては、内規を作成し、会長がこれに基づいて指名するのが望ましいとなっております。以上のことから、本市では内規を定めておりませんでしたので 今回定めるものです。

次ページをお開きください。実施内規になります。

第1条は、本内規の趣旨でございます。今申しましたが、本市での和解の仲介事務に関するためを目的と定められているところであります。

第2条は、和解の仲介の申し立てについて定義しております。

第3条は、仲介委員の指名等を定めております。

第4条は、仲介の手続きを定めております。

第5条は、仲介の記録等を定めております。

第6条は、小作主事等の意見徴収を定めております。いずれも、この総会にて承認を得ることを定めております。

この基準につきましては、令和3年4月1日より適用することとします。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 萩迫

ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長 萩迫

ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第56号、農地法第25条による和解の仲介の取り扱いについては、決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。

ご苦労様でした。